平成２５年（フ）第１０３号
鳥取県鳥取市田園町３丁目335番地19
破産者　山本　貞子
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５２号
鳥取県鳥取市中村392番地の１
破産者　橋嵜　辰雄
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８５３号
広島県東広島市西条朝日町10―27―604、住民票上の住所広島県竹原市吉名町5257番地
破産者　池田　勇斉
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８８号
大分市大字千歳1817番地の２　パルテール桃園№２―304
破産者　佐藤五十二
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９１号
宮崎県都城市山之口町花木2072番地
破産者　下西ミサ子
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止の取消決定確定及び債権調査等の期日

次の破産事件について、当裁判所が平成25年５月13日にした破産手続廃止決定を取り消す旨の決定をし、同決定は平成26年３月６日に確定したから、次のとおり決定する。

平成２４年（フ）第４０号
岐阜県恵那市長島町久須見1083―104、住民票上の住所岐阜県中津川市千旦林1642番地の89
破産者　和田　広一
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後３時15分
平成26年３月６日
岐阜地方裁判所多治見支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第５４１号
埼玉県志木市本町６丁目７番10号　アビタシオンミカミ101号
破産者　新井　央心
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
最後の住所地静岡県伊豆市熊坂754番地の２
破産者　亡浅見豊徳相続財産
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第９８９号
札幌市西区琴似３条６丁目１番22号
破産者　株式会社八紘興機
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０号
山形県西村山郡河北町西里418番地１
破産者　合同会社山形総合青果
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６４３号
愛知県北名古屋市高田寺北の川18番地
破産者　城北塗装株式会社
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１７号
神戸市兵庫区塚本通３丁目１番10号
破産者　株式会社水上酒店
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７０号
岡山市南区千鳥町17番36号　ハピネス篤Ａ103、開始決定時の住所岡山市南区福富西２丁目17番６号
破産者　馬越　貞次
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０号
鹿児島県肝属郡錦江町田代川原1477番地
破産者　前村　清幸
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成１９年（フ）第２２２５号
横浜市中区伊勢佐木町６丁目136番地１
破産者　有限会社ウェーブ横浜
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７号
埼玉県八潮市大字八條380番地１
破産者　株式会社染矢鉄工
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４４０号
静岡県駿東郡長泉町下土狩484番地の１
破産者　株式会社東和
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
滋賀県草津市野路町171番地18
破産者　亡鳥津元生相続財産
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５３号
岡山市北区平田120番地の105
破産者　フジ仮設株式会社
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部